

役員会・諸会議の開催形式一覧

| | 形式 | 参加対象 | | | 備考 |
|---|--------------------------|-------|-------|--------------------|--|
| | | 執行部 | 役員 | 専門委員 | |
| A | 通常開催 | 現地可 | 現地可 | 現地 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本スケジュール通りに開催 ・感染拡大状況に応じて、大人数が集まる開会式などについて見合わせる可能性あり |
| B | 条件付き開催① 役員まで 現地参加 | 現地可 | 現地可 | 別会場 or オンライン | <ul style="list-style-type: none"> ・開会式、ブロック別会議は行わない ・委員会の開催については、別会場での開催またはオンライン開催とする。 ・委員会の別会場について、同一地域の別施設なのか、開催地とは異なる県または市等での開催とするかは、開催地と協議の上決定する |
| C | 条件付き開催② 執行部のみ 現地参加 | 現地可 | オンライン | 別会場 or オンライン | <ul style="list-style-type: none"> ・開会式、ブロック別会議は行わない ・役員会および代表理事会議については、執行部は配信会場で、代表理事は各自オンライン参加とする ・委員会の開催については、別会場での開催またはオンライン開催とする。 ・委員会の別会場について、同一地域の別施設なのか、開催地とは異なる県または市等での開催とするかは、開催地と協議の上決定する |
| D | オンライン開催 現地参加なし | オンライン | オンライン | 別会場 or オンライン | <ul style="list-style-type: none"> ・開会式・代表理事会議・ブロック別会議は行わない ・委員会の開催については、現地開催またはオンライン開催とする ・委員会の現地開催については、当初予定の開催地とは異なる県または市等での開催とする |

※ 現地参加可の会議については、全てハイブリット開催とする。

※ 「現地可」とあっても、緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置の対象地域からの現地参加は控える

※ 県独自の非常事態宣言等の対象地域からの現地参加の可否については、開催地と協議の上決定する

※ どの形式で行うかは、開催地の行政・親会と十分に協議した上で、日本YEG執行部で協議し決定する。



交流会等の開催形式一覧

| | 形式 | 会場 | | 飲食 | アルコール 提供 | 備考 |
|---|-------------------|------|------|----|-------------|---|
| | | 宴会場等 | 飲食店等 | | | |
| A | 交流会 (同一会場型) | ○ | - | ○ | ○ | ・ホテルやコンベンションホールなど、同一会場で開催 ・感染拡大状況に合わせ、必要に応じ、マスク会食・パーティション設置・離席禁止・アルコール無し等の措置を講ずる |
| B | 交流会 (会場分散型) | ○ | ○ | ○ | ○ | ・ホテル宴会場や飲食店など、複数の会場に分散させて開催 ・ホテルなどで行う場合には、サブ会場にスクリーンを設けるなど一体感を出す工夫をする ・飲食店に分散する場合には、感染症対策が十分な店舗を選定すること ・感染拡大状況に合わせ、必要に応じ、人数制限・マスク会食・パーティション設置・離席禁止・アルコール無し等の措置を講ずる |
| C | 事業連絡会議 (同一会場型) | ○ | - | ○ | × | ・交流会ではなく、会議体として設営する ・座席はスクール形式とし、ステージを設けてステージによる発表型の形式とする ・マスク会食・離席禁止・アルコール提供なし等の措置を講ずる |
| D | 事業連絡会議 (会場分散型) | ○ | - | ○ | × | ・交流会ではなく、会議体として設営する ・座席はスクール形式とし、メイン会場にステージを設けてステージによる発表型の形式とし、サブ会場にはスクリーンを設け視聴するスタイルとする ・マスク会食・離席禁止・アルコール提供なし等の措置を講ずる |
| E | 閉会式 | ○ | - | × | × | ・最後に同一会場に集まり実施する ・必要に応じて、会長挨拶・来賓挨拶・報告連絡などを行う ・飲食はなし、アルコールの提供も行わない |
| F | 解散 | - | - | - | - | ・解散後は個人行動とし、日本Y E Gとして関知しない ・地元飲食店へ誘導なども行わない ・感染拡大状況によっては帰宅やホテル待機などの指示を出す場合もある |

※ ここでいう交流会等とは、日本Y E Gが主催で行う役員会や各種大会、委員会事業などでの、会議・式典・研修等の終了後に行う事業を指す。

※ 主催者を日本Y E G以外にしたり、閉会后非公式で開催したとしても、同日開催で開催形式が上記に該当する場合には日本Y E Gの公式事業とみなす。

※ 上記A～Dの開催にあたっては、実施時間を90分以内とする。

※ どの形式で行うかは、開催地の行政・親会と十分に協議した上で、日本Y E G執行部で協議し決定する。

